

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月までの期間及び平成8年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から45年3月まで
② 平成8年10月

私は、20歳になったときは大学生であったが、国民年金は将来のために必要だからと、母親が町役場で国民年金の加入手続を行ってくれた。母親からは、「加入手続後は集金人が実家の店舗に来るようになったので、2年間程度、集金人に申立期間①の国民年金保険料を納付していた。」と聞いていた。

申立期間②については、私が平成8年6月に会社を退職したので、私の妻が同年8月頃に当該期間より前の数箇月分の国民年金保険料を夫婦二人分まとめて納付し、同年11月に再就職した後に、申立期間②の保険料として夫婦二人分で約2万5,000円を納付した。その後、厚生年金保険の裁定請求を行ったときに、社会保険事務所（当時）から、申立期間②の保険料が夫婦共に申請免除となっていることを初めて知らされたが、夫婦共に申請免除の手続を行った記憶は無い。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、申立期間②が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が昭和43年に町役場で国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたことを主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳は、同年9月に発行されていることから、同年同月に申立人の国民年金の加入手続が行われたと確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を全く納付しなかった

とするのは不自然である。

また、申立期間①当時、申立人が居住していた町では、集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できることに加え、申立人と同居していたその両親及び兄弟は、申立期間①と同じ期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえれば、申立人の母親が申立人の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分で約2万5,000円の国民年金保険料を納付したはずであり、保険料の免除の申請は行っていないと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間②直前の平成8年6月から同年9月までの夫婦二人分の保険料は、同年8月にまとめて納付していることが確認できるが、申請免除の手続はその直前の同年7月に行われたこととされており、不自然である。

また、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間②の保険料月額とおおむね一致している上、保険料を納付したとするその妻は、申請免除の手続を行ったことは無いと証言している。

- 3 申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間①は22か月と比較的短期間であり、申立期間②は1か月と短期間である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月

私は、平成8年6月に夫が会社を退職したので、同年8月頃に申立期間より前の数箇月分の国民年金保険料を夫婦二人分まとめて納付し、同年11月に夫が再就職した後に、申立期間の保険料として夫婦二人分で約2万5,000円を納付した。その後、夫が厚生年金保険の裁定請求を行ったときに、社会保険事務所（当時）から申立期間の保険料が夫婦共に申請免除となっていることを初めて知らされたが、夫婦共に申請免除の手続を行った記憶は無い。申立期間が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月頃に、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、保険料の免除の申請は行っていないと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の同年6月から同年9月までの夫婦二人分の保険料は、同年8月にまとめて納付していることが確認できるが、申請免除の手続はその直前の同年7月に行われたこととされており、不自然である。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料月額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「私が平成8年11月に再就職した後に、妻（申立人）が申立期間の保険料を納付した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5127

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 12 月に会社を辞めた後、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、正月に知人から、将来年金受給額が増えると聞いたので、54 年 1 月に市役所で付加年金の加入手続きを行った。

私は、付加年金に加入後は、定額保険料に加えて付加保険料も納付したにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の定額保険料を完納し、申立期間を除き、定額保険料とともに付加年金加入期間の付加保険料も全て納付している上、申立人の所持する年金手帳、オンライン記録等から、氏名、住所変更手続き及び国民年金第 3 号被保険者該当の届出を適切に行っていたことが確認できることから、国民年金に対する関心及び国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、知人から付加年金に加入し付加保険料を納付すれば、将来受け取ることができる年金額が増えることを聞き、そのために市役所で同年金の加入^{びょう}手続きを行ったことを具体的に記憶しており、申立内容には信^{びょう}憑性が感じられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳及び申立期間後に居住した町の国民年金被保険者名簿から、申立人が申立期間に付加年金に加入していた記録が確認でき、国民年金保険料の納付意識が高い申立人が、当該期間の付加保険料も定額保険料と併せて納付していたと考えても特段不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 51 年に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。53 年 3 月の結婚を契機に転居してからは、55 年頃に自ら国民年金の資格喪失手続を行うまで、納付書により 3 か月ごとに自宅近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月の結婚を契機に転居してから 55 年頃に自ら国民年金の資格喪失手続を行うまで、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、平成 7 年 11 月 8 日に、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が昭和 55 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日に遡って訂正されていることが確認できることから、資格記録が訂正されるまでは、申立期間について申立人は、国民年金の被保険者であり、納付書が送付され、保険料を納付することは可能であったと考えられることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付書により 3 か月ごとに自宅近くの郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、納付書により 3 か月ごとに保険料を収納していたことが確認できる上、郵便局で納付することは可能であったことから、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の夫は、「(申立人が国民年金に) 加入しても加入しなくてもよかったが、任意で国民年金保険料を納付していた。」と証言している。

加えて、申立人は、その年金手帳の記載内容から、氏名変更、種別変更及び住所変更の手続を適切に行っていたことから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間及び57年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和57年12月

申立期間①の国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が押されていることから、妻が、集金人に納付していたと思う。

申立期間②の国民年金保険料については、妻が、夫婦二人分を金融機関で納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、国民年金手帳に検認印が押されていることから、その妻が、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が所持している国民年金手帳の昭和43年10月から44年3月までの国民年金印紙検認記録欄には、同年同月付けの検認印が押されていることから、申立期間①の保険料が納付されていたことは明白である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、その妻が、夫婦二人分を金融機関で納付したと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料は、納付済みとされている上、その妻は、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付した旨証言している。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付したとするその妻は、結婚した昭和41年10月の属する年度の始めである同年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間中に、3か月を除いて、保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、その妻が、1か月と短期

間である申立期間②の申立人の保険料を納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

時期や場所は分からないが、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、私が就職する直前の平成8年3月までの期間の国民年金保険料を納付してくれた。

母親は、申立期間当時、同居していた私の姉の国民年金保険料も納付しており、申立期間の姉の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所は分からないが、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が就職する直前の平成8年3月までの国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年12月に払い出されており、その時点において、申立期間は、保険料を過年度納付することは可能な期間であり、事実、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した6年1月から申立期間を除く7年3月までの保険料は、過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できる。

また、平成6年1月から7年3月までの国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間を除き、各月の保険料を、1年以上にわたり徴収権の時効が成立する前月に定期的に収納されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、加入手続を行った時点より前の期間の保険料を計画的に納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、その母親が、申立期間当時同居していた申立人の姉の国民年金保険料も納付していたと主張しているところ、i) その姉についても、申立人と同様、加入手続を行った時点より前の期間の保険料を徴収権の

時効が成立する前月に定期的に収納されていることがオンライン記録により確認できること、ii) オンライン記録により確認できる申立期間の前後の期間の保険料の収納年月日から、仮に、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとすると、その納付時期は、平成9年2月であると推認できるところ、同年同月に申立人の姉の保険料が収納されていること、iii) 申立人及びその姉は、国民年金の加入手続を行って以降、その母親が保険料を納付していたと考えられる期間については、いずれも、保険料を納付することができる期間の保険料は、申立期間を除き全て納付済みとされていることから、その母親が、1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間当時、申立人の母親は、国民年金の第3号被保険者であり、申立人及びその姉の国民年金保険料は、申立人の父親の収入の中から納付されていたものと推認されることから、その父親の申立期間当時の標準報酬月額は、最高等級であったことが確認できることから、その父親は、申立期間の保険料を納付することができるだけの十分な資力を有していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、私は両親が営むA店で働いており、亡くなった父親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。父親と父親と一緒に保険料を納付していた私の母親が納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親及び父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は納付済みであることに加え、申立期間①及び②の前後の期間を通じて申立人及びその両親の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然であることに加え、申立期間①は1か月、申立期間②は3か月とそれぞれ短期間である。

また、申立期間①について、特殊台帳では、申立期間①を含む昭和 51 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認でき、オンライン化の際、申立期間①の納付記録が誤って未納とされたものと考えられ、行政側の記録管理の不備がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、30 年以上にわたって保険料を納付していること、及び申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料の納付をしたとする父親も、25 年以上の長期にわたり保険料を納付していることから、共に保険料の納付意欲が高かったものと認めら

れる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月、2年8月から同年9月までの期間及び同年11月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月
② 平成2年8月から同年9月まで
③ 平成2年11月から3年2月まで

私は、昭和54年頃には既に35歳を過ぎていたが、国民年金に加入すれば、まだ将来に間に合うと区役所の広報誌に記載があったので、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が金融機関で、1か月当たり8,000円から9,000円を納付書により納付していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、1か月当たり8,000円から9,000円を納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料月額は、申立期間①、②及び③当時の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③を除く、国民年金加入期間について、国民年金保険料をほとんど納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間①、②及び③は、それぞれ、1か月、2か月及び4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から48年3月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月頃に、将来のことを考えて、国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、集金人に納付していた。44年12月に市内で転居してからしばらくの間は、集金人が来なくなったので、その時期のみ納付書により金融機関で1か月当たり400円から500円ぐらいの保険料を納付していた。その後、再び集金人が来るようになったので、平成3年頃に口座振替により保険料を納付するようになるまでは、集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、昭和44年12月に市内で転居してからしばらくの間は、納付書により納付し、その後、再び集金人が来るようになってからは、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、昭和44年度及び45年度の摘要欄に納付書が発行された形跡がある上、申立人が居住していた市では、申立期間①当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間①実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間①中である昭和44年12月に住所変更手続を行っていることが申立人の特殊台帳で確認できることから、申立人が住所変更手続を行っていないながら、申立期間①の国民年金保険料を全く納付していなか

ったとは考えにくい。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更が無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立期間②は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年11月及び63年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月
② 昭和56年7月から63年7月まで

私が昭和55年10月に会社を退職した後、同年11月に、妻が市役所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。その後、56年7月に私が再び会社を退職した際も、妻が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、金融機関で保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料月額は、5,000円から6,000円ぐらいであった。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和55年10月に会社を退職した後、その妻が市役所で申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付したと主張しているところ、その妻が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金への切替手続きを行ったとするその妻が、切替手続きを行ったにもかかわらず1か月と短期間である切替手続き当初の申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、その妻は申立期間①と同じ期間の保険料が納付済みである。

さらに、申立期間②のうち、昭和63年4月から同年7月までの国民年金

保険料については、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持している国民年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日について、「昭和 56 年 7 月 24 日 1 号一強」の記載が確認できることから、申立人は国民年金第 1 号被保険者制度が導入された 61 年 4 月以降に被保険者資格を取得したものと考えられ、申立人の妻が 63 年 8 月に自身の国民年金について第 1 号被保険者から第 3 号被保険者該当の届出を行った際に、行政側が申立人の国民年金被保険者資格を 56 年 7 月まで遡って取得させたものと推認でき、その妻は 63 年 4 月から同年 7 月までの自身の保険料を納付済みであり、58 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料が未納となっていることから、その妻が同年 4 月から同年 7 月までの保険料を夫婦二人分納付したのとも考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和 56 年 7 月から 63 年 3 月までの期間については、56 年 7 月に申立人が会社を退職したときに、その妻が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、上述のとおり、申立人の妻が 63 年 8 月に自身の国民年金について第 3 号被保険者該当の届出を行った際に、行政側が申立人の国民年金被保険者資格を 56 年 7 月まで遡って取得させたものと推認でき、当該手続きを行った時点まで、申立期間②は未加入期間で保険料を納付することができなかった期間である。

また、申立期間②のうち、昭和 56 年 7 月から 63 年 3 月までの期間については、81 か月にも及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月及び 63 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月、51年1月、同年12月及び52年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年12月及び51年1月
③ 昭和51年12月及び52年1月

私は、会社を退職した昭和48年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、申立期間①の国民年金保険料を現金で納付し、その後は、納付書により区役所で保険料を納付してきた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、納付書により区役所で当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②及び③の前後の期間の保険料はそれぞれ納付済みとされており、それらの期間の前後を通じて申立人の住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中のそれぞれ2か月と短期間である申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和48年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、49年12月と推認されることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年5月に払い出されて

いることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和49年12月の時点では、申立期間①の国民年金保険料は、遡って納付することとなるが、申立人は、保険料を遡って納付したことは無いとしていることから、申立期間①の保険料が納付されていたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月、51年1月、同年12月及び52年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の義父は、結婚後、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私の夫の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、申立人は、結婚後、その義父が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人の夫及び義父母の申立期間と同じ期間を含む国民年金の加入期間の保険料は全て納付済みとなっている上、申立人についても、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料は全て納付済みとされていることから、保険料を納付してくれていたとするその義父は、保険料の納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料は 44 年 1 月 28 日に納付されていることから、保険料の納付意識の高かったその義父が、申立期間の保険料も納付していたと考えても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月

私は、平成3年6月に私の夫が転職したことに伴い、しばらくしてから、国民年金の資格に空白期間を生じることのないよう、種別変更手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、記憶が定かではないものの、きちんと手続きを行い、納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月にその夫が転職したことに伴い、国民年金の資格に空白期間を生じることのないよう、種別変更手続きを行い国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持している年金手帳には、同手続きによる第1号被保険者の資格取得日として、その夫が前の会社を退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年5月との記載が確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間直後の同年6月から同年12月までの保険料は、現年度納付が行われていることから、申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職後、直ちに国民年金の加入手続きを行っている上、転居に伴う国民年金の住所変更手続きを複数回適切に行っているなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められるとともに、国民年金加入期間のうち、申立期間以外に未納は無く、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年5月19日から同年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年5月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月19日から同年7月1日まで
② 昭和30年2月1日から36年4月1日まで
③ 昭和41年3月28日から同年5月25日まで

私は、申立期間①は、D市にあったA社においてG職として勤務していた。申立期間②は、E地区にあったB社に、また、申立期間③は、F地区にあったC社に勤務し、それぞれH職をしていた。B社及びC社の事業主の名前を覚えている。なお、B社は、私が退職した後、I社となり、本社はJ地区だったと思う。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の所在地及び同社での業務内容を具体的に記憶している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和26年5月19日、資格喪失日は同年7月1日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和26年5月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、J地区に所在するI社の商業登記簿謄本には、申立人が記憶するB社の事業主名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、I社についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年4月25日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、I社は、「当社は、昭和38年に株式会社となったが、それ以前は個人経営の事業所であった。先代の社長に確認したが、当時は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、I社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間③について、申立人はF地区にあったC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、F地区においてC社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、F地区を管轄する法務局に照会したものの、同社の商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、当時のC社の事業主名を挙げているが、オンライン記録において特定することができず、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険被保険者であったことが認められることから、申立人の申立期間における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和19年4月1日に、同資格の喪失日に係る記録を20年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間において海軍甲船員であったと認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月15日まで

私は、A県でB丸に乗ってC職をしていたが、昭和19年2月から20年8月15日まで同船は徴用され海軍の徴用船となった。徴用された期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省から提出された申立人の履歴書によると、申立人、申立期間において、海軍徴用船であるB丸に乗り組み、国から給与が支払われる海軍甲船員であったことが確認できる。

また、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件(昭和19年7月3日 保発第407号)」において、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、船員保険の被保険者とする旨が記載されている。

さらに、海軍甲船員であった期間のある者について、日本年金機構では、海軍徴用期間を明らかにすることができる書類を船員保険老齢年金裁定請求書に添付することにより、当該期間を被保険者期間として追加し、戦時加算の対象とする取扱いが行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和19年4月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月15

日に訂正し、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条に基づき、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年7月1日から40年8月26日までの期間については、事業主は、申立人が39年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40年8月26日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和39年7月から同年10月までは1万6,000円、同年11月から40年7月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月10日から39年1月1日まで
② 昭和39年6月25日から同年7月1日まで
③ 昭和39年7月1日から42年1月1日まで

私は、申立期間①はB区にあるC社、申立期間②はD区にあるE社、申立期間③はF区にあるA社において勤務していた。3社ともG職の仕事をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①から③までについて、被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和39年7月1日から40年8月26日までの期間については、A社の親会社であるE社が保管する備忘録及び同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保

除被保険者記録（資格取得日は昭和 39 年 7 月 1 日、資格喪失日は 40 年 8 月 26 日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は申立人が昭和 39 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 8 月 26 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 39 年 7 月から同年 10 月までは 1 万 6,000 円、同年 11 月から 40 年 7 月までは 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和 40 年 8 月 26 日から 42 年 1 月 1 日までの期間については、複数の同僚に照会したものの、申立人が A 社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A 社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 3 月 1 日であり、当該期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該期間に C 社に勤務していたとする同僚は、「当時は、会社が厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認できない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が E 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚の供述及び申立人に係る当該期間前後の被保険者期間の記録から、申立人が E 社に勤務した期間はごく短期間であったと推認できるところ、上記の同僚は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述している。

また、E 社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 40 年 8

月 26 日から 42 年 1 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和26年4月1日から平成3年11月30日まで、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録では、A社B事業所で昭和37年4月30日に資格喪失、同社本社で同年5月1日に資格取得となっているが、転勤しただけなので、被保険者記録に1か月の欠落期間が生じるはおかしい。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した在職期間証明書及び従業員カード並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が継続してA社に勤務し（昭和37年5月1日に、同社B事業所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年3月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和37年5月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで
私は、昭和53年4月1日にB社C支社に正社員として入社し、57年6月に退社した。

その後、昭和62年8月1日にパートタイマーとしてB社C支社に再度入社し、途中で同社の都合により、子会社であるA社に所属してB社C支社に派遣されていた。

平成2年6月頃、試験を受けてパートから正社員になったので、再びB社C支社の所属となったが、勤務場所や仕事内容は変わらなかった。

ところが、厚生年金保険の記録によると、A社における資格喪失日が平成2年6月30日となっており、B社C支社における資格取得日が同年7月1日になっているため、被保険者記録が1か月欠落している。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立期間において、申立人がB社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当時、パートタイマーについては、子会社のA社に所属させ、同社からの派遣という取扱いであった。正社員となった場合に、当社において厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、A社において勤怠関係事務を担当していたとする従業員は、「申立期間当

時のことは不明であるが、少なくとも平成3年以降は、パートタイマーから正社員に変わる社員について、A社における資格喪失日とB社における資格取得日は同日となるように手続を行っていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、昭和63年10月1日から平成元年11月1日までの期間にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同資格を喪失後、B社において再度資格を取得している被保険者7名のうち5名は、A社における資格喪失日とB社における資格取得日が同日となっており、被保険者記録に欠落は無く、当該5名のうち連絡の取れた2名は、「パートタイマーから正社員に変わっただけである。」と供述している。また、上記7名のうち2名は、A社における資格喪失日の後、2か月ないし22か月経過した日がB社における資格取得日となっているものの、当該2名に照会したところ、「A社を一旦退職した後、B社に入社した。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人はB社及びその関連会社に継続して勤務し（平成2年7月1日に、A社のパートタイマーからB社の正社員に変更）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年5月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 5 月頃、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

私は、給料の中から、毎月 1,000 円ぐらいの国民年金保険料を、母親に渡しており、父親又は母親が、自宅に来ていた集金人に申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を父親又は母親が納付してくれていたにもかかわらず、同期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界しており、申立人が毎月お金を渡し、同期間の保険料を納付したとするその母親については、申立人からお金を受け取ったことや、同期間の保険料の納付について憶^{おぼ}えていないと述べているなど、申立期間当時の加入状況及び納付状況については不明である。

また、申立人は、その父親が、昭和 48 年 5 月頃、国民年金の加入手続を行い、父親又は母親が、自宅に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、49 年 10 月頃と推認されることから、申立内容と一致しない上、その時点においては、同期間の保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、同期間当時、居住していた市では、集金人が過年度の保険料を収納していなかったことが確認できることから、申立期間は、申立人の述

べている納付方法により、保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 55 年 3 月まで

私は、結婚後の昭和 49 年 8 月頃、区役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に、又は、送られてきた納付書により銀行で、途中からは口座振替で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、55 年頃、夫が保険料の納付をやめた後も、保険料を全て納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 8 月頃、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、同手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、55 年 5 月頃と推認されることから、申立内容と合致せず、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 49 年 8 月 18 日とされていることから、同日に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同年金手帳の日付は、加入手続日、時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 55 年 5 月の時点においては、第 3 回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料は、特例納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能であ

るが、申立人は、特例納付について聞いたこともなく、保険料を遡って納付したことは一度も無かったと述べている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年3月までの期間及び58年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から53年3月まで
② 昭和58年8月から61年3月まで

私の母親は、私が20歳になったとき、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、母親が、市役所で自分自身及び私の姉の分と一緒に納付していたはずである。申立期間②について、私は、昭和58年8月に国民年金の資格喪失手続を行った^{おぼ}憶えは無い上、57年4月の厚生年金保険から国民年金への切替手続やその後の保険料を納付した記憶も無いことから、当時、私の夫が勤務していた会社で私の国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたはずである。申立期間①及び②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になったとき、その母親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人、その姉及び自身の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする母親の記憶は曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉の当該期間の保険料も未納である。

また、申立期間①について、申立人は、20歳になったとき、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳は、昭和53年4月に申立人が最初に就職した会社で厚生年金保険に加入した際に発行されたことが確認でき、同年金手帳には、申立人が国民年金の被保険者とな

った日が 57 年 4 月 3 日と記載されていることから、申立人の主張と一致しない上、オンライン記録においても申立期間①は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立期間①を通じて同一市内に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、当時、その夫が勤務していた会社を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付方法について記憶が定かではなく、当該会社は現存していないことから、当時の保険料の納付状況が不明である上、国民年金の手続制度の面からも、会社が社員の妻である国民年金の被保険者に代わって保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が所持している年金手帳によると、昭和 58 年 8 月 5 日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立期間②はオンライン記録においても未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成3年3月まで

私が22歳となった昭和61年*月に国民年金への加入が義務とされ、私に加入義務の通知が届いたことから、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、私が20歳となった59年*月に遡って納付した上で、学生であった申立期間の分を全て納付してくれた。父親は既に他界しており、国民年金の加入手続きをどのように行ったかなどについては分からない。

また、申立期間のうち、平成元年11月から3年3月までの期間については、私と弟は、共に学生であり、父親が私たち兄弟二人分の国民年金保険料を同時に納付していたと思う。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年*月にその父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和61年*月から学生についても国民年金への加入が義務付けられた旨の通知があったので、その父親が、申立人を国民年金に加入させるとともに、59年*月まで遡って国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、20歳以上の学生については、国民年金への加入が義務化されたのは、平成3年4月からであり、申立期間当時においては、国民年金に加入す

ること自体が任意であったことに加え、任意加入の場合には、制度上、加入を申し出た日より前に遡って被保険者資格を取得することも、保険料を納付することもできないことから、申立内容は不合理である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されることが必要であるが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間の一部である平成元年11月から3年3月までの期間においては、その父親が申立人及びその弟の国民年金保険料を納付していたとも述べている。しかし、前述のとおり、20歳以上の学生について、国民年金への加入が義務化されたのは、同年4月からであり、その時点で学生であった申立人の弟は、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得するとともに、同年同月からの保険料を納付していることが認められるものの、国民年金への加入が任意とされていた同年3月以前においては、申立人と同様に国民年金に未加入であることから、申立人の主張とは一致しない上、申立人の弟も、自身の保険料の納付開始が同年4月からである旨を述べている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年2月まで

私は、平成2年3月に会社を退職した後、厚生年金保険適用事業所ではない会社で勤務を始め、しばらくしてから、その会社の社長から「国民年金に加入しないと駄目だよ。」と言われたので、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った。

その後、自宅に納付書が届いたので、妻が、社会保険事務所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月に会社を退職した後、しばらくして、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年6月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その妻が、社会保険事務所で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は平成3年4月であることが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年3月までの期間及び平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年3月まで
② 平成7年2月

私が20歳になった昭和62年*月頃に、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、納付書により申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。平成7年2月に会社を退職した際には、私が、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、郵便局で納付書により申立期間②の保険料を納付したと思う。申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和62年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていないと思うと述べていることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月以降に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致せず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人が所持する年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、7年2月とされていることが確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、会社を退職した平成7年2月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間②の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、申立人に申立期間②当時の切替手続き及び保険料の納付について直接事情を聴取することができず、申立期間②当時の切替状況及び保険料の納付状況は不明であるとともに、申立期間②直後の同年3月及び同年4月の保険料が9年4月に納付されていることがオンライン記録より確認できることから、申立期間②の保険料は時効により納付できなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月までの期間、2 年 1 月から同年 5 月までの期間及び 3 年 10 月から 4 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで
② 平成 2 年 1 月から同年 5 月まで
③ 平成 3 年 10 月から 4 年 7 月まで

私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃、専門学校生であった私に代わって、母親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、母親に「これで払いなさい。」と言われ、自宅に届いた納付書に現金を添えて、私が市役所の窓口で毎月納付していた。申立期間当時の保険料額は 1 か月 1 万 2,000 円ぐらいだったと思う。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年*月頃、その母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親からは、証言を得ることはできず、申立人も申立期間の国民年金保険料を納付するに当たって発行された年金手帳を見たことがないとするなど、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号が付与された前後の被保険者の加入状況等から、平成 7 年 8 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、同年同月時点において、申立人の国民年金の資格取得時期は同年 6 月とされていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料として毎月約 1 万 2,000 円を

納付したとも述べているが、当時の実際の保険料月額は、申立期間①にあつては、7,700 円又は 8,000 円、申立期間②にあつては 8,000 円又は 8,400 円、申立期間③にあつては 9,000 円又は 9,700 円といずれの期間においても相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年9月までの期間及び52年11月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年9月まで
② 昭和52年11月から55年3月まで

私が20歳になった昭和45年*月に、私の母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、就職するまで国民年金に加入していた。その後、52年10月に私が仕事を退職した後も、母親が、同年11月に国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。申立期間①、②ともに国民年金の加入手続後の国民年金保険料については、母親が送られてきた納付書を使って母親自身の保険料と一緒に私の分の保険料も納付してくれていたはずなのに、申立期間①の保険料が未加入期間のため未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月及び仕事を退職した後の52年11月に、それぞれその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続を行い、保険料を自身の分と一緒に納付していたとするその母親は、加入手続について、「たぶん私が行った。」と述べるにとどまっている上、申立期間の保険料の納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、上述のとおり、申立人は、昭和45年*月及び52年11月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の

任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、55年5月頃と推認され、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和55年5月時点において、申立期間①及び②の一部は、時効により、国民年金保険料を納付することはできず、申立期間②の大半は、時効により納付義務が消滅しておらず、遡って保険料を納付することは可能な期間ではあるものの、申立人の主張は、52年11月の加入手続後にその母親の保険料と併せて定期的に納付していたとするものであり、遡って当該期間の保険料を納付したとするものではないことから、申立期間①及び②の保険料を納付するためには、申立人に既に付与されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年12月まで

私は、前夫と別居したことをきっかけに、将来の自分の生活を考え、昭和50年3月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書に現金を添えて納付し始めた。

国民年金保険料を納付し始めた頃は、定期的に納付し、数箇月後、申立期間のうち、既に納付してあった期間以外の分を区役所で遡って納付したと思う。

私は、国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前夫との別居をきっかけに、将来の自分の生活を考え、昭和50年3月頃、A区役所で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人は、同年4月頃に加入手続を行ったと推認できるものの、申立人に付与された手帳記号番号は、B区に住民登録している者に付与された番号であり、同区の国民年金被保険者名簿では、少なくとも51年3月まで同区に居住していたと推認されることから、申立人がA区に転居したのは同年4月以降と考えられ、50年3月時点には同区役所では保険料を納付することができず、申立内容には齟齬がみられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付し始めた数箇月後に申立期間の保険料の一部を遡って納付したことがある旨述べているが、遡って保険料を納付したとする期間の始期及び終期並びに納付した時期について記憶が無いと

述べるなど、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡も見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月及び同年12月

私は、平成3年11月にそれまで勤めていた会社を辞めた際、その会社から年金手帳を受け取り、翌年1月から勤め始めた別の会社に提出した。11年に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金へ切替手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。その間、申立期間の保険料の納付を求める通知等は一切無く、8年近くたって、後付けの形で国民年金に切り替えた挙げ句に、保険料が未納とされた。市役所で保険料を納付しようとしたが、支払期限が過ぎているので、納付することもできないと言われた。再三にわたり社会保険事務所（当時）に説明を求めても、法律だからとの回答しか得られない。

申立期間が未納となっているのは、行政側が申立期間の国民年金保険料の納付についてのお知らせなど、一切の連絡を行わなかったことにより申立期間の保険料を納付する機会を失ったためである。納付の機会を失ったことについて調査の上、今から申立期間当時の金額で保険料を納付する機会を認めることを要求する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年に会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、申立期間について、国民年金に加入しなければならなかった期間であることが判明したとしており、その時点で、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったことは、申立人自身も認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたのは、国民年金の加入や保険料の納付を求める通知などを行わなかったなど、行政側の事務処理に不手際があったことによるものであるとして、申立期間の保険料を納付できる機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月から11年9月まで

私は、平成8年1月末に勤務先を退職し、その後、同年7月頃に区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、勤務先を退職した月までの国民年金保険料を遡って納付した。

その後、毎年、年末の11月か12月に、その年度の国民年金保険料として、同支所で10万円前後を、厚生年金保険に加入するまで継続して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎年、年末の11月又は12月に、その年度の保険料として、区役所の支所で納付していたと述べているが、オンライン記録によると、平成13年11月30日に、時効直前である11年10月までの保険料を遡って一括納付していることが確認できることから、毎年納付していたとする申立内容と一致せず、申立期間は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料徴収事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月及び12年1月

私は、平成11年11月に会社を退職したので、翌月の同年12月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、銀行の預金口座から口座振替で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたのに、私の分だけ、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行の預金口座から口座振替で夫婦二人分納付していたと述べているが、申立人が保険料の口座振替のために利用していたとする銀行の預金口座の取引記録を確認したところ、当該期間の保険料が振替されていた記録は無く、その妻については、当該期間の保険料が納付済みであるものの、申立人及びその妻が居住している区の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、平成12年3月29日に納付書により納付していることが確認でき、申立内容と一致しない上、申立人には、当該期間の保険料を納付書で納付した記憶も無いなど、ほかの方法で保険料を納付していた事情もうかがえない。

また、申立人は、平成11年12月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると申立人に対して、12年2月15日及び13年8月23日に、それぞれ国民年金の被保険者資格取得勧奨が実施されていることから、その時点においては、国民年金の加入手続が行われていなかったと考えられる。

さらに、申立期間は、平成9年の基礎年金番号導入後の期間であり、同番

号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 51 年 3 月まで

昭和 46 年に短期大学を卒業した。その後、収入が無かったため、国民年金に加入していなかった。

仕事を始め、区内で転居した頃、突然、昭和 45 年 5 月からそのときまでの国民年金保険料が未納であるから、一括で納付するようにとの通知が届いたため、国民年金の加入手続を行い、その期間の保険料を一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付したとしているが、当該期間の保険料を納付したとする時期、場所、その際に納付したとする金額等に関する申立人の主張は変遷しており、その記憶は曖昧で、当該期間の保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の加入手続時期から、申立人は、昭和 53 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が、申立期間の国民年金保険料を全て一括して納付するには、制度上、第 3 回特例納付によるほかないが、申立人が当該期間の保険料を遡って納付したとする同年同月の時点において、第 3 回特例納付は実施されておらず、その後、同制度が実施された同年 7 月以降にも申立人が、当該期間の保険料を、同制度に基づき納付していた事情もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年7月まで

私は、平成8年1月に勤務先を退職した直後に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、退職した直後には、経済的な理由から納付することができなかったが、しばらくして役所から納付を促す通知が届いたので、納付した。保険料を納付してからは、納付を促す通知は受け取ったことはないので、確かに納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年1月に会社を退職した直後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その後しばらくして納付を促す通知が届いたことにより、納付したと主張している。その時点で、申立人には6年6月に払い出された国民年金手帳記号番号が付与されており、申立人が、主張のとおり、会社を退職後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとすれば、当該手帳記号番号に対して、8年1月21日に国民年金の資格を再取得したことが引き続き記録されることとなる。しかし、オンライン記録では、申立人の当該手帳記号番号における資格の得喪は、6年5月8日の資格取得と7年4月1日の喪失のみが記録されていること、及び基礎年金番号における8年1月21日の国民年金の資格取得と同年8月21日の厚生年金保険資格取得に伴う国民年金の資格喪失の記録が10年10月に追加されていることが確認できることから、申立期間は、申立期間当時において国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人が主張するように、8年1月時点において厚生年金保険から国民

年金への切替手続が行われ、申立期間の保険料の納付を促す通知が発行されたとは考えにくく、申立内容と一致しない上、記録訂正が行われた 10 年 10 月の時点では、時効により保険料を納付することもできない。

また、前述のとおり、申立人には平成 6 年の時点で、国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、継続して同一の住所に居住していた申立人に、わずか 2 年の間に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の母親及び妹からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせるまでの具体的な証言は得られなかった上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年7月までの期間及び10年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から6年7月まで
② 平成10年3月から同年5月まで

申立期間①において、平成5年1月頃、私の父親が区役所で、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。国民年金保険料は、6年8月頃、私が区役所で、父親から借りたお金により一括して納付した。

申立期間②において、国民年金保険料は、平成10年6月頃、私が区役所で、一括して納付した。

私は、申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続きを行ったか全く憶^{おぼ}えておらず、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の被保険者資格取得日が、平成5年1月とされていることから、その父親が、同年同月頃に国民年金の加入手続きを行ってくれたと思うと述べているが、同年金手帳の被保険者資格取得日は、加入手続き時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続き時期を特定するものではなく、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、8年6月28日であり、実際の加入手続き時期もこの頃と推認され、申立人の述べている加入手続き時期と異なる上、その父親も申立人の国民年金の加入手続きを行った憶^{おぼ}えが無いなど、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、上述のとおり推認される申立人の国民年金の加入手続き時期において、時効により、申立期間①の大半の国民年金保険料を納付することができず、

申立人が、当該期間の保険料を納付するには別の国民年金手帳記号番号が払い出されるほかないが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことに加え、納付義務が消滅しておらず、一部納付可能な期間についても、8年9月に、時効直前である6年8月までの保険料を遡って過年度納付していることから、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、平成10年6月頃、国民年金保険料を、区役所で一括して納付したと述べているが、当時の保険料の納付状況がはっきりとしないと述べるなど、当該期間の保険料の納付状況について確認できない上、申立期間①の一部と同様に、12年7月に時効直前である10年6月までの保険料を遡って過年度納付していることから、時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期や場所については憶^{おぼ}えていないものの、自宅へ来た集金人に、私と妻の二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や場所については憶^{おぼ}えていないものの、自宅へ来た集金人に、申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた記憶があると主張しているが、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人から直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻も、申立期間の保険料が未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年5月まで

私は、勤務先の会社が倒産したため、昭和57年6月頃に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、私の妻が、夫婦二人分の保険料を納付書により納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った後、その妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、申立人の保険料についての記憶が必ずしも定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和57年6月11日に国民年金の資格を取得した後、同年11月30日にその資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、42年から申立期間を通じて現在まで、同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も認められない。

さらに、申立人は、社会保険事務所（当時）が昭和57年8月に発行した厚生年金保険被保険者期間調書を所持していることから、当時、申立人は、自身の厚生年金保険に係る年金受給権の有無を確認するために社会保険事務所にて同調書の発行を請求したものと推認でき、厚生年金保険の受給権を既に取得していることが確認できた結果、申立人が、同年11月に任意加入とされていた国民年金の資格を喪失した可能性がうかがわれる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 43 年*月に、私の母親が区役所の年金課で国民年金の加入手続を行ったと母親から聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、納付金額及び納付時期は分からないが、区役所で母親が納付していたはずである。私の妻も、当時母親が所持していた私の国民年金手帳を見ていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年*月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無いことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5156

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から同年 11 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に会社を退職したため、退職後すぐに市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当時、私は就職活動中だったため、母親が私の代わりに納付していた。母親がどのように私の保険料を納付してくれていたかは分からないが、毎月納付してくれていたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、当時、年金手帳が交付された記憶が無い上、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、高齢のため直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 8 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間について別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5157

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から8年9月まで

私が20歳になった平成5年*月頃に、区役所から通知がきたので、すぐに私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が家族全員分を納付書により金融機関で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年*月頃に、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその母親は、加入手続を行った記憶が曖昧であることから、申立期間における国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、国民年金加入手続後の国民年金保険料について、その母親が家族全員分を一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成8年10月から10年3月までの保険料は、同年11月に過年度納付していることが確認でき、その両親は、当該期間の保険料を現年度納付していることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の所持する青色の年金手帳は、平成10年11月に交付されており、同年同月に申立人の加入手続が行われたことが確認できることから、当該加入手続時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 6 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に会社を退職した後、同年 4 月に区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、窓口の職員に国民年金に加入するように勧められたことから、手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の元妻又は私の母親が、納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月頃に、申立人が国民年金の加入手続を行い、その元妻又は申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする元妻及び母親は既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 6 月に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳には、同年 7 月に申立人に年金手帳が交付されている旨の記載が確認できることから、その時点において申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人の国民年金保険料を納付していたとする元妻の申立期間の保険料も未納とされている上、当該期間直後の昭和 55 年 7 月以降の保険料が夫婦共に納付済みであることから、申立人は年金手帳が交付された同年同月から保険料を納付し

始めたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から13年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から13年5月まで

私は、平成11年1月から海外留学をするに当たり、10年10月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。当時、私の父親から、年金の空白期間があると将来支給される年金額が少なくなるので必ず国民年金保険料を納付するよう説得されたため、父親に保険料の納付をお願いし、父親は私の依頼どおり金融機関で保険料を納付していた。帰国後、申立期間に係る保険料の領収書を確認したことを記憶している。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、父親は、「息子（申立人）が海外留学中に息子の国民年金に関する通知が送付されてきたため、市役所で手続を行った。国民年金保険料については、まとめて2回納付した記憶がある。」と述べており、申立人の海外留学中である平成12年5月及び13年5月に、それぞれ10年10月から同年12月までの期間及び3年5月から5年3月までの期間の保険料がまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の主張は、父親が、12年5月に過年度納付により保険料を納付したこと、及び3年5月から5年3月までの申請免除期間に係る保険料を13年5月に追納したことに相当する記憶であると考えられる。

また、申立人は、平成11年1月から海外留学をするに当たり、その父親に国民年金保険料の納付を依頼し、父親が金融機関で保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、同年同月に海外への住民票の異動により、国民年金の資格喪失が行われていることが確認できることから、

申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年3月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から8年3月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成10年5月

私は、平成6年に会社を退職して、しばらくしてから、私の妻が、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った。その際に、妻が申立期間①の国民年金保険料を夫婦二人分遡って納付したはずである。申立期間②及び③については、妻は口座振替により保険料を納付していたが、私の保険料については妻が納付書により遅れながら納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、平成6年に会社を退職した後、その妻が申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人は切替手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の切替手続及び保険料の納付を行ったとするその妻は、申立期間①、②及び③当時の保険料の納付時期についての記憶が定かではないことから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、会社を退職した平成6年7月となっているものの、申立人の基礎年金番号は、11年8月に付番されていることが、オンライン記録により確認できることから、その時点までは、申立人は、国民年金に未加入であったものと推認され、

申立期間①は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び③については、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5161

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳となった昭和 58 年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その際、郵送されてきた年金手帳を現在も所持している。申立期間の国民年金保険料についても、母親が金融機関で納付書により毎月納付していた。私は、当時、大学生で収入が無く、保険料を納付してくれていた母親は「収入も無いのに、支払わせるとは変な制度だ。」と言っていたことを記憶しているので、私の母親が払っていたことは確かだと思う。

また、ちょうどこの頃、私の居住していた区は分区しているので、私の納付記録が見当たらないことに影響しているのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 58 年*月頃にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を開始したと主張している。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期、その前後の番号が付与された被保険者の加入手続時期や保険料納付開始時期などから、60 年 6 月頃と推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人及びその母親が主張するように申立期間の国民年金保険料を昭和 58 年*月頃から納付し始めるには、当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められないことから、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される 60 年 6 月頃までは、国民年金に未加入であり、

保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 60 年 6 月頃の時点において、申立期間のうち時効により納付することができない 58 年 2 月及び同年 3 月を除いた期間の国民年金保険料については、遡って過年度納付するしかないが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料は定期的に納付しており、遡って保険料を納付したことは無いと述べている。

加えて、申立人は、申立期間当時、居住していた区が分区したことが、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに影響しているのではないかと思うとも述べている。しかし、申立人の保険料の納付記録については、国民年金手帳記号番号等により管理されており、分区によって当該番号が変更されることは無く、分区が納付記録に影響するとは考えられない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月まで

私は、昭和 38 年 4 月に市役所の支所で婚姻届を提出した際、併せて国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に来た集金人に納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 4 月に市役所の支所で婚姻届を提出した際、併せて国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、41 年 9 月に払い出されていることが確認できることから申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は昭和 41 年 9 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を遡って納付することができない期間である上、申立人は結婚後から現在まで同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している昭和 47 年 4 月 1 日に発行された国民年金手帳のほかに年金手帳を 1 冊所持していたと述べているが、当時の年金手帳は、国民年金保険料を納付する際に検認印が押され、6 年ごとに新しい年金手帳が発行されていたことから、1 冊目の国民年金手帳は、現在所持している年金手帳の 6 年前の年度からの手帳であったものと考えられ、国民年金被保険者台帳にも 41 年 10 月 14 日手帳交付との記録があることより、申立人が最初に国民年金に任意加入し、保険料が納付済みとなっている同年 9

月から使用した手帳であったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

私は、会社を退職した昭和46年1月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、数箇月ごとに自宅へ来た集金人に、父親又は母親が、私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和46年1月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、48年9月頃と推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親又は母親が、自宅へ来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親からは直接証言を得ることができない上、その母親は既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月頃から 60 年 10 月頃まで
私は、昭和 55 年 10 月頃から 60 年 10 月頃まで A 事業所に住み込みで勤務し、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていた。
しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に B 事業所（申立人が勤務していたと主張する A 事業所の正式名称）に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 事業所は平成 21 年 2 月 1 日に C 社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、C 社の事業主は「申立期間当時は個人商店であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪手続、厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない。当時は、従業員は雇用保険のみ加入させていた。」と述べている。

さらに、C 社の事業主は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月頃から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 1 月頃から同年 8 月 23 日まで A 社 B 店に勤務し、事務の仕事をしていた。同店に勤務する 24 人の給与計算を担当していた。当時の給与明細書は残っていないが、自身の給与からも厚生年金保険料を控除していたはずである。

ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 63 年 8 月 1 日に資格を取得し、同年 8 月 24 日に資格を喪失したこととなっており、被保険者期間が 1 か月しかない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立期間当時は、入社してもすぐに辞める従業員が多かったため、入社後、2 か月から 3 か月間は厚生年金保険に加入させていなかったようだ。」と供述している。

また、申立期間当時、A 社の社会保険事務を受託していたとする社会保険労務士は、「A 社の従業員について、厚生年金保険の資格取得日が入社日と同日であったかどうかは分からないが、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は同日付けで届出を行っていたと記憶している。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 63 年 8 月 1 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、昭和 63 年 8 月 1 日から平成元年 8 月 1 日までの期間に、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している 7 名（申立人を除

く。)のうち、連絡先が分かった4名について雇用保険の記録を調査したところ、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は全員が一致していることが確認できる。

加えて、A社は、「当時の資料は保管していない。」としている上、申立人も、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月6日から同年7月6日まで
私は、高校を卒業後すぐにB県に引っ越し、A社本社で昭和28年4月6日から同年8月末に退職するまで庶務担当として勤務していた。
ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、A社での資格取得日が昭和28年7月6日となっており、それ以前の記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年5月1日より前から勤務していた同僚11名について、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、同社が適用事業所になった日に資格取得しているのは4名だけであり、ほかの7名の資格取得日は同日より後であることが確認できる。

さらに、上記の7名のうち1名は、申立人と同様、「昭和28年4月6日に入社した。」と回答しているが、オンライン記録により、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月28日であることが確認できるところ、当該同僚は、「入社から資格取得するまでは、試用期間だと思っていた。その期間は、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と回答している。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も当該期間の保険料控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 33 年 3 月末日までA社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録では、32 年 8 月 1 日に資格を喪失したことになっている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人は、「同僚が設立することになったB社に誘われて、A社を退職した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人と同日の昭和 32 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、別の同僚は、「私もB社に誘われてA社を退職した。申立人は、私よりも数箇月前にA社を辞めてB社に移っていたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の資格喪失日は、申立人の資格喪失日より5か月後の昭和 33 年 1 月 1 日となっている。

加えて、A社は、当時の人事記録及び給与関係書類を保管していない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日まで

私は、昭和 30 年 3 月に A 県の中学校を卒業し、同級生と一緒に集団就職で B 社に就職した。他県の中学校卒業生の 2 名と合わせて同期入社は 4 名だった。従業員は 50 人程度で、そのうち地方出身者は社員寮に入っていた。

オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 30 年 12 月 2 日となっているが、入社 1 年目の秋に行った社員旅行の記念写真があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の写真及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当時、新卒採用者については、入社後、一定期間様子を見てから厚生年金保険に加入させる取扱いだったと聞いている。当時の資料が無いため、申立人の在籍や保険料控除について確認できない。」と回答している。

また、当時の従業員について、オンライン記録及び当該従業員の記憶により、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、複数の従業員が、入社して、3 か月から 1 年程度後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該従業員からは、被保険者資格を取得するまでの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録により、申立人と同期入社で、申立人と同様の業務を行っていたとする同僚3名に係る被保険者資格の取得日は、いずれも申立人の資格取得日（昭和30年12月2日）より後の31年6月15日であることが確認できることから、当時、B社は同期入社であったとしても、厚生年金保険への加入については従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除がうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 10 日まで
② 昭和 32 年 11 月 11 日から 34 年 10 月 10 日まで

私は、申立期間①はA社においてI職をしていた。同社は、従業員30人から40人ほどで、C市D区のEの前にあった。また、申立期間②はB社においてI職及びJ職をしていた。同社は、従業員20人ほどで、C市F区のG駅のそばにあった。

厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はC市D区にあったA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、C市D区を管轄する法務局において、A社の商業登記を確認することができない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人はC市F区にあったB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としてC市F区に所在するB社は見当たらない上、C市F区を管轄する法務

局において、同社の商業登記を確認することができない。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 25 日から 49 年 10 月 10 日まで
私は、昭和 48 年 9 月 25 日から 49 年 10 月 9 日まで、BにあったA社においてC職として勤務していた。当時 15 人ぐらいの従業員がいたことや、事業主の氏名を記憶している。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年7月1日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 2 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月 1 日に高等学校を卒業し、翌日に A 社に新入社員として入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得日が同年 7 月 1 日となっている。同じ高等学校を卒業した同級生（別の会社に就職）の話では、入社日から厚生年金保険の被保険者記録があるとのことであったため、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同学年である上記同僚は、申立人と同様に、「高等学校を卒業後、A 社に入社した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 29 年 7 月 1 日となっている。

また、上記同僚は、「入社時に、3 か月の試用期間があると説明を受けた。その後、工場長から厚生年金保険被保険者証を渡されたが、それまでは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、同氏から提出された厚生年金保険被保険者証において、資格取得年月日は昭和 29 年 7 月 1 日と記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、上記同僚のほかに、申立人と同学年の被保険者が 1 名確認できるが、当該被保険者についても厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 29 年 7 月 1 日となっている。

加えて、A 社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を

確認することができない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。